

## 入札参加資格審査申請書の提出要領（建設工事、測量・建設コンサルタント等）

令和8年度において、鹿角市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等に関する競争入札への参加を希望する市外業者（市内の主たる営業所又は市内の従たる営業所を登録しない方）は、次により申請書及び添付書類を提出してください。

### 1 申請対象者について

「定期審査時に申請をしなかった方」及び「登録工種・業種の追加を希望する方（測量・建設コンサルタント等の部門の追加）」等が対象となります。

### 2 受付期間について

令和8年2月2日（月）～令和8年3月6日（金）

### 3 提出の方法

提出は電子申請システム「LoGo フォーム」を利用したオンライン申請となります。鹿角市ホームページ内申込みフォームから申請してください。入力方法については、「LoGo フォーム入力マニュアル」をご確認ください。

### 4 申請書受付時の受領票について

申請書提出時、受領票の発行はしません。審査完了後、オンラインシステム上で受付番号を確認することができます。なお、受付番号の確認で入札参加資格を得たことにはなりません。

### 5 資格要件について

次のいずれかに該当する場合は入札参加資格を得ることができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当すると認められる場合
- (2) 税を滞納している場合
- (3) 営業に関して、法令等の定めにより必要とされている資格（登録、許可、免許及び認可その他法令上満たすべきすべての要件）を有していない場合
- (4) 経営状況が著しく不健全であると認められる場合
- (5) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる場合
- (6) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入義務がある事業所で、社会保険等に未加入である場合

### 6 入札参加資格審査の結果と資格の有効期間について

資格審査の結果については、令和8年5月中に入札参加資格者名簿を市ホームページ及び契約検査室において公表します（紙による決定通知は行いません）。

資格の有効期間は、令和8年6月1日から、次回定期審査による入札参加資格適用の日の前日まで（令和9年5月下旬頃）となります。

## 7 提出書類について

※申請書等の様式が過年度のものと異なります。必ず今回の様式で申請してください。

- (1) 申請日から直近の事業年度の最終日（決算日）を基準日として作成してください。
- (2) 申請に必要な建設業許可区分は「申請工種と建設業許可の対応表」で確認してください。
- (3) 申請工種によっては特定の技術者の保有を登録要件としています。必要な技術者は「有資格技術者の保有基準表」で確認してください。
- (4) 建設工事と測量・建設コンサルタント等の両方を申請する場合で、契約者（委任先）が異なる場合は、「入札参加資格審査申請書」はそれぞれ作成してください。

### ◎提出書類一覧表

No.	書類名	説明	市様式
1	入札参加資格審査申請書	・押印不要	様式 1・2
2	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	・建設工事を希望する方のみ ・申請時点で有効かつ最新のものを添付すること	—
3	業態調書	・測量・建設コンサルタント等を希望する方のみ ・申請書の「申請工種表」の申請欄に「○」を付けた業種について記入してください	様式 2
4	登録事業等調書	・測量、建設コンサルタント等を希望する方のみ	様式 3
5	許可・登録等に関する証明書	【建設工事】 許可書又は許可証明書（写し） ・「申請工種と建設業許可の対応表」を参照すること。その他の工種で建設業法上の工種を希望した場合は対応する許可書等を添付すること ・建設業許可等更新した場合は速やかに届け出ること  【測量・建設コンサルタント等】 登録証又は登録証明書（写し）	—
6	技術者に係る資格証明書	・法面工事、路面標示工事、解体工事、防水工事を希望する方は「有資格技術者の保有基準表」記載人数分以上の資格証明書写しを添付すること	—
7	工事経歴書 又は業務経歴書	・それぞれ基準決算日以前2年分 ・官公庁及び事業所等を記入してください（個人除く）	—
8	暴力団排除に関する誓約書	・内容確認のうえ提出すること ※物品・役務の提供等の様式は使用しないこと	様式 8
9	登記事項証明書又は身分証明書	【法人】 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 【個人】 身分証明書：事業主の本籍地市町村が発行するもの ※発行日から3ヶ月以内のものを添付すること（写し）	—

No.	書類名	説明	市様式
10	納税証明書	国税：【法人】納税証明書（その3の3） 国税：【個人】納税証明書（その3の2） ※発行日から3ヶ月以内のものを添付すること（写し）	—
11	委任状	・支店・営業所に契約等の権限を委任する場合は提出すること ・入札は委任先で契約は本社等の場合は、下部の該当しない事項には取り消し線を引くこと	様式 11
12	使用印鑑届	・入札、契約行為等に使用する印鑑	様式 12
13	営業所一覧表	・国交省様式参照 ※本社のみは提出不要	—

国税の納税証明書の交付請求をする際には、事前に最寄りの税務署に必要書類（納税証明書交付請求書、委任状（代理人が請求する場合）等）を確認するようしてください。

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

（<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>）

なお代理人が請求する場合は委任状が必要です。

e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用している方はオンラインで納税証明書の交付請求ができます。

#### ◎申請工種と建設業許可の対応表

申請工種	許可業種	申請工種	許可業種
一般土木	土木工事、とび・土工工事 又はしゅんせつ工事	路面標示	塗装工事
法面	とび・土工工事	機械器具設置	機械器具設置工事
建築一式	建築工事	解体	土木工事、建築工事又は解体工事
電気	電気工事	電気通信	電気通信工事
給排水暖冷房衛生設備	管工事	造園	造園工事
鋼構造物	鋼構造物工事	さく井	さく井工事
舗装	舗装工事	水道施設	水道施設工事
一般塗装	塗装工事		

#### ◎有資格技術者の保有基準表

申請工種	有資格技術者	必要人数
法面	のり面施工管理技術者	1名以上
路面標示	路面標示施工技能士	1名以上
解体	1級・2級土木施工管理技士（土木）※注1 1級・2級建築施工管理技士（建築・躯体）※注1 解体工事施工技士	いずれか1名以上
防水	防水施工技能士又は防水施工管理技術者	いずれか1名以上

※注1：平成27年度までに実施された技術検定の合格者は、登録解体工事講習修了証の写し又は工事経験（合格後解体工事に関し1年以上の実務経験がある者の証し）を添付すること。

## 8 その他留意事項について

(1) 入札参加資格は登録有効期限前に登録手続き（令和9年1月頃予定）が必要です。市ホームページ等に掲載いたしますのでご確認ください。

現在、政府主導により、地方公共団体における入札参加資格審査の手続きの統一化と電子化が検討されています。次回申請では様式の統一化等、大幅な変更が生ずる可能性がありますのであらかじめご了承ください。

(2) 営業譲渡や合併が予想される場合は、速やかに連絡してください。

（合併等の内容によっては登録事項〔特に工種・業種〕の有効性が消滅する場合がありますので、十分注意願います。）

(3) この登録は、競争入札等に参加することができる資格登録です。登録業者が一般競争入札や指名競争入札に必ず参加できるとは限りません。

## 9 入札参加資格審査申請後、申請書記載事項に変更が生じた場合

申請後に変更が生じた場合は、事実を証明する書類（登記事項証明書、委任状等）を添付し、入札参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量・建設コンサルタント等）を作成し、速やかに提出してください。

## 10 入札・契約に関する要綱等について

本市では「鹿角市財務規則」のほか、「鹿角市競争入札心得」や「鹿角市競争入札等事務処理要綱」等に基づき入札・契約を行っています。入札参加資格審査申請する方は内容を熟知したうえで申請してください。入札・契約に関する要綱等は、市ホームページ及び契約検査室で閲覧することが可能です。